

Research Institute for Professional Oral Infection Control,  
specified non-profit Organizations.

# 歯科治療水 安全施設認定証

広川歯科医院 殿

会員番号 0224

貴院は当研究会で定めた「安心・安全」な施設基準に合格いたしました。  
ここに「歯科治療水安全施設」であることを認定いたします。

## 歯科治療水安全施設認定基準

1. 治療水給水元での残留塩素が『10ppm』以上であること。
2. 治療水給水元での一般細菌数が『0』個／mlであること。
3. 検査方法は水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法を採用する。(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)
4. 検査機関は厚生労働大臣登録機関184号  
株式会社ビー・エム・エル(埼玉県川越市)にて行なう。
5. 認定施設登録の有効期間は、登録証発行日より1年間と定める。

2022年 3月 1日 発行

2023年 2月 28日 まで有効



特定非営利活動法人  
POIC®研究会

会長 米山武義

Dr.Takeyoshi Yoneyama

理事長 大島孝浩

Dr.Takahiro Yajima

## 水質検査報告書

株式会社 エピオス

第 20220202-0032189 号

様

検体種類 ユニットNO. 5  
 採取場所 ヒロカワシカイン  
 受付番号 003-2189

採取日 '22年 2月 1日

採取時間 時 分

受付日 '22年 2月 2日

検査日 '22年 2月 2日 ~ '22年 2月 8日

報告日 '22年 2月 9日

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌	0	個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08以下
大腸菌	---	/	検出されないこと	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0以下
カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003以下	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01以下	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0以下
鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200以下
ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05以下
六価クロム化合物	---	mg/L	0.02以下	塩化物イオン	---	mg/L	200以下
亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	---	mg/L	300以下
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	---	mg/L	0.01以下	蒸発残留物	---	mg/L	500以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10以下	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2以下
フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8以下	ジエオスマシン	---	mg/L	0.00001以下
ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0以下	2-メチルイソポルネオール	---	mg/L	0.00001以下
四塩化炭素	---	mg/L	0.002以下	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02以下
1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05以下	フェノール類	---	mg/L	0.005以下
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランジス-1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	---	mg/L	3以下
ジクロロメタン	---	mg/L	0.02以下	pH 値	---	/	5.8以上8.6以下
テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01以下	pH 測定時の水温	---	℃	
トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01以下	味	---	/	異常でないこと
ベンゼン	---	mg/L	0.01以下	臭	---	/	異常でないこと
塩素酸	---	mg/L	0.6以下	色	---	度	5以下
クロロ酢酸	---	mg/L	0.02以下	濁	---	度	2以下(注3)
クロロホルム	---	mg/L	0.06以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	---	mg/L	(注4)
ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03以下	大腸菌群(浴槽水)	---	個/mL	1以下
ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1以下	大腸菌群(プール水、原水、商場、上がり用湯)	---	/	検出されないこと
臭素酸	---	mg/L	0.01以下	残留塩素	---	mg/L	
総トリハロメタン	---	mg/L	0.1以下(注2)	有機リцион	---	mg/L	0.1以下
トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03以下	大腸菌 - 原湯等	---	/	検出されないこと
プロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03以下	大腸菌 - 原湯等(海水含)	---	/	検出されないこと
プロモホルム	---	mg/L	0.09以下		---		

※感度未満：定量下限値未満、定量下限値及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください

(注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し

(注2)：プール水0.2以下

(注3)：浴槽水5以下

(注4)：プール水12以下、原水・原湯・上がり用湯・上がり用水10以下、浴槽水25以下

判定	上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に [ 適合 ] です。
基準値	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による
検査方法	水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による
備考	

建築物飲料水水質検査業 川越市30水第969号  
厚生労働大臣登録機関 第184号

株式会社 ビー・エム

〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1  
TEL. 049-232-3131 FAX. 049-232-3132水質検査部門管理者  
BML検査本部長 奈良部 安

## 水質検査報告書

株式会社 エピオス 様

第20220202-0032188号

検体種類 ユニットNO 1  
 採取場所 ヒロカワシカイイン  
 受付番号 003-2188

採取日 '22年2月1日  
 採取時間 時 分  
 受付日 '22年2月2日  
 検査日 '22年2月2日～'22年2月8日  
 報告日 '22年2月9日

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌	0	個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド	-----	mg/L	0.08以下
大腸菌	-----	/	検出されないこと	亜鉛及びその化合物	-----	mg/L	1.0以下
カドミウム及びその化合物	-----	mg/L	0.003以下	アルミニウム及びその化合物	-----	mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物	-----	mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物	-----	mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物	-----	mg/L	0.01以下	銅及びその化合物	-----	mg/L	1.0以下
鉛及びその化合物	-----	mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	-----	mg/L	200以下
ヒ素及びその化合物	-----	mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物	-----	mg/L	0.05以下
六価クロム化合物	-----	mg/L	0.02以下	塩化物イオン	-----	mg/L	200以下
亜硝酸態窒素	-----	mg/L	0.04以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-----	mg/L	300以下
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	-----	mg/L	0.01以下	蒸発残留物	-----	mg/L	500以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-----	mg/L	10以下	陰イオン界面活性剤	-----	mg/L	0.2以下
フッ素及びその化合物	-----	mg/L	0.8以下	ジエオスマシン	-----	mg/L	0.00001以下
ホウ素及びその化合物	-----	mg/L	1.0以下	2-メチルイソボルネオール	-----	mg/L	0.00001以下
四塩化炭素	-----	mg/L	0.002以下	非イオン界面活性剤	-----	mg/L	0.02以下
1,4-ジオキサン	-----	mg/L	0.05以下	フェノール類	-----	mg/L	0.005以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスク-1,2-ジクロロエチレン	-----	mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	-----	mg/L	3以下
ジクロロメタン	-----	mg/L	0.02以下	pH値	-----	/	5.8以上8.6以下
テトラクロロエチレン	-----	mg/L	0.01以下	pH測定時の水温	-----	℃	
トリクロロエチレン	-----	mg/L	0.01以下	味	-----	/	異常でないこと
ベンゼン	-----	mg/L	0.01以下	臭	-----	/	異常でないこと
塩素酸	-----	mg/L	0.6以下	色	-----	度	5以下
クロロ酢酸	-----	mg/L	0.02以下	濁	-----	度	2以下(注3)
クロロホルム	-----	mg/L	0.06以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-----	mg/L	(注4)
ジクロロ酢酸	-----	mg/L	0.03以下	大腸菌群(浴槽水)	-----	個/mL	1以下
ジプロモクロロメタン	-----	mg/L	0.1以下	大腸菌群(プール水、原水、筋湯、上がり用湯、食品衛生法飲料水)	-----	/	検出されないこと
臭素酸	-----	mg/L	0.01以下	残留塩素	-----	mg/L	
総トリハロメタン	-----	mg/L	0.1以下(注2)	有機リцион	-----	mg/L	0.1以下
トリクロロ酢酸	-----	mg/L	0.03以下	大腸菌 - 原湯等	-----	/	検出されないこと
プロモジクロロメタン	-----	mg/L	0.03以下	大腸菌 - 原湯等(海水含)	-----	/	検出されないこと
プロモホルム	-----	mg/L	0.09以下	-----	-----	-----	

※感度未満：定量下限値未満、定量下限値及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください

(注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し

(注2)：プール水0.2以下

(注3)：浴槽水5以下

(注4)：プール水12以下、原水・原湯・上がり用湯・上がり用水10以下、浴槽水25以下

判定	上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に〔適合〕です。
基準値	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による
検査方法	水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による
備考	

建築物飲料水水質検査業 川越市30水第969号  
厚生労働大臣登録機関 第184号

株式会社 ビー・エム

〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1  
TEL. 049-232-3131 FAX. 049-232-3132水質検査部門管理者  
BML検査本部長 奈良部 安  
